

第7章 要 綱・要 領

目 次

- ・ 7 - 1 位置指定道路に縦断埋設された水道管の取り扱い 2
- ・ 7 - 2 天理市水道施設の布設工事負担金徴収規程に関する要綱
. 4
- ・ 7 - 3 天理市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱
. 5
- ・ 7 - 4 受水槽式給水設備から直結給水方式への切替要綱 7
- ・ 7 - 5 3階直結直圧給水に関する取扱要綱 12
- ・ 7 - 6 簡易専用水道事務取扱要領 17
- ・ 7 - 7 小規模貯水槽管理指導要領 38
- ・ 7 - 8 水道直結式スプリンクラー設備の設置等に関する要領
. 48
- ・ 7 - 9 私設消火栓の設置に関する要領 52
- ・ 7 - 10 元付け型浄水器等の設置に伴う取扱い要綱 60
- ・ 7 - 11 直結増圧式給水等に関する取扱要綱 63
- ・ 7 - 12 給水装置工事に係る竣工検査実施要綱 72
- ・ 7 - 13 天理市上下水道局地下埋設物事前協議に係る図面交付等事務取扱要綱
. 74

平成20年11月6日制定

(趣旨)

第1条 位置指定道路(建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路)に縦断埋設された水道施設を、天理市上下水道局(以下「上下水道局」という。)に帰属し管理することについて、必要な要件及び手続きについて定めるものとする。

(帰属に関する要件)

第2条 水道施設を上下水道局に帰属する要件は、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 当該位置指定道路が、本市に帰属されていること。
- (2) 当該位置指定道路となる土地の所有者の承諾を得ていること。

(帰属に関する手続き)

第3条 水道施設を上下水道局に帰属しようとする者は、位置指定道路の帰属手続き時に水道施設引継書(様式。以下「引継書」という。)を天理市上下水道事業管理者に2部提出するものとする。

- 2 前項引継書の提出時には、当該水道施設の占用申請及び、占用関係書類を2部提出するものとする。
- 3 水道施設の引継時期については、本市、道路帰属手続き完了後とする。

(水道施設の管理)

第4条 上下水道局に帰属された水道施設の修理及び改良については、上下水道局が行うものとする。

附 則

この取扱いについて、平成25年9月2日から適用する。(様式改定)

様式（第3条関係）

年 月 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 様

申請者（自署）

住 所

氏 名

水道施設引継書

道路用地を市に帰属するにあたり、当該道路内に 年 月 日付、
給水装置工事申込 第 号の申請により布設した水道施設を、関係図書
を添え、天理市上下水道局に帰属いたします。

記

- 1 帰 属 場 所 天理市 町 番地
- 2 施 設 概 要
- 3 工事施工業者名
- 4 添 付 書 類 位置図、平面図、縦断図、構造図

天水給 第 号
年 月 日

上記、水道施設の所有及び管理を天理市上下水道局が引継致します。

天理市上下水道事業の管理者
天理市長

(趣旨)

第1条 天理市水道施設の布設工事負担金徴収規程（昭和62年5月天理市水道ガス局管理規程第3号。以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(新たに布設し給水管を分岐できる配水管口径)

第2条 規程第4条第1項に規定する配水管の口径は、25mm、50mm、75mm、100mm、150mm、200mm、250mm及び300mmとする。

(工事費の算出基準)

第3条 規程第6条第3項に規定する工事費の算出基準について、次の各号のとおり定めるものとする。

(1) 規程第6条第1項第1号から第4号に規定する工事費の額は、同規程第4条及び第5条の規定並びに水道事業実務必携の積算基準を基に算出した額とする。

(2) 規程第6条第1項第5号に規定する「業務諸費」は、同項第1号から第4号に規定する工事費の額の合計額に100分の15を乗じて得た額とし、その内訳は、洗管に係るもの並びに当該工事に係る設計、調査及び申請等に係るものとする。

(目的)

第1条 この要綱は、天理市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の違反行為に係る事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(違反行為の調査、報告等)

第2条 主管事務の課長（以下「主管課長」という。）は指定工事事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 主管課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当事者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。

3 主管課長は当該指定工事事業者からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書を作成する。

(文書による注意)

第3条 主管課長は、違反行為の内容を検討し、行政処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意を行うことができる。

(行政処分)

第4条 主管課長は、違反行為の内容を検討し、行政処分が必要と認められるときには、水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告し、天理市指定給水装置工事事業者及び天理市指定下水道工事店審査委員会規程（平成10年2月水道ガス局管理規程第7号）に規定する天理市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）開催の要否について、意見を具申することができる。

(意見陳述のための手続)

第5条 管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、審査委員会の開催前に、当該処分の名あて人になるべき者について、弁明の機会を付与し又は意見陳述のため聴聞の手続きを行うものとする。

2 弁明の機会の付与にあつては、弁明書の提出を求めるものとする。

3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。

4 聴聞は、主管課長が主宰する。

5 聴聞を終結したときは、主管課長は、速やかに聴聞調査、聴聞報告書及び処分案を作成し、管理者に報告する。

6 その他意見陳述のための手続に関しては、天理市行政手続条例（平成8年

12月天理市条例第15号)に定めるところによる。

(水道技術管理者等の意見)

第6条 審査委員会の委員長は、必要があると判断したときは審査委員会に水道技術管理者その他委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(処分の通知)

第7条 管理者は、処分を決定した場合に、被処分者に対し当該処分の通知を行う。

2 管理者は、天理市指定給水装置工事事業者規程(平成10年2月水道ガス局管理規程第4号)第8条の指定の取消し又は同規程第9条の停止の処分を行う場合には、同規程第10条の規定に基づき告示を行う。

第8条 水道法(昭和32年法律第177号)第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

第9条 この要綱に定める違反行為に対する処分等の基準は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚生労働省通知「受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項について（平成17年9月5日付健水発第0905001号）」に基づいて、受水槽式給水設備を直結給水方式に変更する場合に必要な事項を定めるものとする。

(事前確認)

第2条 申込者（委任を受けた指定給水装置工事事業者）は事前に次の各号に掲げる場合に依り、該当する事項について実施及び確認する。

(1) 更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

ア 既設配管の材質

- * 「給水装置の構造及び材質の基準」（以下、「構造材質基準」という。）に適合した製品が使用されていることを現場及び図面等にて確認し、申請時に確認図面を提出する。
- * 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管及び給水用具に取り替える。
- * 埋め込み等により確認が困難な場合は、申請図面に未確認と明記し、製品の取り替え判断は天理市水道事業管理者（以下、「管理者」という。）が水質試験及び水圧試験の結果により行う。

イ 既設配管の耐圧試験

- * 耐圧試験における水圧は1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、管理者が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

ウ 水質試験

- * 直結給水方式への切替え前において、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者による水質試験を行い、水道法第4条に定める水質基準に適合していることを確認する。
- * 採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。
- * 採水は管理者の指示する場所で行う。
- * 試験項目は、別表 水質検査項目のとおりとする。ただし、管理者が別途水質検査項目を指示した場合は、その項目についても実施する。

(2) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料、工法及び施工状況が明らかな場合

ア 既設配管の材質

- * ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書（工法、塗料及び工程表等）及び施工計画に基づく施工報告書（写真添付）並びに塗料の浸出性能基準適合証明書により確

認を行う。なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。

* 上記の書類を申請時に提出する。

イ 既設配管の耐圧試験

* 耐圧試験における水圧は1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、管理者が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

ウ 浸出性能確認の水質試験

* 適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者による水質試験を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準に適合していることを確認する。

* 試験項目は、別表 水質検査項目のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。

* 採水は管理者の指示する場所で行う。

(3) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料、工法及び施工状況が確認できない場合

ア 既設配管の耐圧試験

* 耐圧試験における水圧は1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、管理者が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

イ 浸出性能試験

* ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。

* 既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者による水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。この場合において、一度の採水で5Lの水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。

* 水は管理者の指示する場所で行う。

* 試験項目は、別紙検査項目のほか、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令別表第1の全ての項目を行う。

(給水装置工事の申込み)

第3条 受水槽式給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込みを受け受水槽まで供給している給水装置に接続する工事であることから、雑工事として取り扱う。

2 申込者(委任を受けた指定給水装置工事事業者)は、当該工事に関し次の図書類を入手又は作成し、管理者へ提出する。

図書類	前条第1号の場合	前条第2号の場合	前条第3号の場合
給水装置工事申込書	○	○	○
既設配管の材質確認書(図面及び現場確認)	○		
水質試験成績証明書	○	○	○
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録証の写		○	
ライニングによる更生工事施工時の施工計画書		○	
同上施工報告書(写真添付)		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		○	
浸出性能試験成績証明書			○
誓約書(様式1)	○	○	○
その他管理者が指示した図書	○	○	○

附 則

この要綱は、平成27年7月30日から施行する。

別表（第2条関係） 水質検査項目

必須項目検査

番号	項目	基準値
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	塩化物イオン	200mg/L以下
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
5	pH値	5.8以上8.6以下
6	味	異常でないこと
7	臭気	異常でないこと
8	色度	5度以下
9	濁度	2度以下
10	残留塩素	

宅内配管材料が鋼管、鉛管、銅管、もしくは不明管の場合は、下記項目についても水質検査を行うものとする。

番号	項目	基準値
1	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
2	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
3	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
4	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
5	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
6	蒸発残留物	500mg/L以下

【様式1】

誓 約 書

天理市上下水道事業の管理者

天理市長 様

今回の受水槽式給水設備から直結給水方式への切替工事を申し込むに当たり、切替工事後、給水装置の配管または水質等に問題が生じた場合は当方で全責任を負うとともに直ちに配管の取り換え等必要な措置を講じることを誓約致します。

年 月 日

申 請 者（自署）

住 所

氏 名

3 階直結直圧給水に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の3階までの部分に直結直圧給水する場合の給水装置の設計及び施工等に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用条件)

第2条 この要綱の適用条件は、次のとおりとする。ただし、天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が3階直結直圧給水に適しないと判断した場合を除くものとする。

(1) 分岐可能な配水管の口径は、50ミリメートルから300ミリメートルまでとする。

(2) メーターの口径は、20ミリメートル、25ミリメートル、40ミリメートル、50ミリメートル及び75ミリメートルとし、分岐しようとする配水管の口径よりも小口径とする。なお、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条第1項第2号の規定に基づき、計画使用水量に応じたものとする。

(3) 分岐しようとする配水管の位置において、最小動水圧が0.25Mpa以上を有すると管理者が認めた場所とする。

(4) 逆流防止及び給水装置の維持管理のため、メーターの2次側直近にバルブ（口径20ミリメートルから50ミリメートルについては、ボール式止水栓（トンボ・ロング）、口径75ミリメートルについては、ソフトシール仕切弁）及び逆止弁（口径20ミリメートルから50ミリメートルについては、単式逆止弁（JWWA B129）、口径75ミリメートルについては、単式逆止弁（JWWA B129 準拠品）又はスイング式逆止弁（JIS B2031））を設置しなければならない。

(既設建築物の切替え)

第3条 既設建築物を3階直結直圧給水に切替えする場合は、次に掲げるすべての事項を満たさなければならない。この場合において、管理者は、既設建築物の平面図、各階平面図、配管系統図、その他必要とされる書類等の提出を求めることができる。

(1) 前条の適用条件に適合していること。

(2) 既設給水装置を使用する場合は、口径、材質、その劣化状態等を調査し、必要に応じ布設替え等の処置を講ずること。

(3) 現行の使用水量、使用状況等を調査し、直結直圧給水への適合性について確認すること。

(4) 直結直圧給水方式と既設の受水槽式給水装置との併用は認めない。

(5) 天理市上下水道局要綱「受水槽式給水設備から直結給水方式への切替要綱」に基づいて切替えを行うこと。

(事前協議申請及び工事申込み)

第4条 対象建築物に新たに3階直結直圧給水を受けようとする者は、給水装置

工事の申込みに先立ち、3階直結直圧給水事前協議申請書（新規・変更）（様式第1号）を管理者に提出し、回答を受けなければならない。回答を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 管理者は、前項の申請について回答するときは、3階直結直圧給水事前協議回答書（新規・変更）（様式第2号）により行うものとする。

3 当該工事の申込者は、前項の回答書により3階直結直圧給水を認められた場合において、設計着手前に、この要綱に定める事項について調査を行い、次項に掲げる基準に留意し、管理者と協議しなければならない。また、当該工事を申込むときには、前項の回答書の写し及びこの要綱に定める事項を遵守する旨の誓約書（様式第3号）を同時に提出しなければならない。

4 当該工事の申込者は3階直結直圧給水を行う場合は、水理計算をおこないメーター口径を決定するものとし、水理計算に用いる設計水圧は0.2Mpaとする。なお、水理計算の方法は、次のとおりとする。

（1）給水管の摩擦損失水頭の計算は、口径50ミリメートル以下の場合は、ウエストン公式により口径75ミリメートルについてはヘーゼン・ウィリアムズ公式による。

（2）計画使用水量の計算は、同時使用水量（瞬時最大流量）の算定方法により、建物用途、水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮して最適な方法を選択しておこなわなければならない。

（3）給水管の管内流速は2.0m/秒以下とする。

5 既に3階直結直圧給水を受けている建築物の譲渡が行われた場合において、第2項の規定により回答を受けた内容に変更がないときは、譲渡による新たな当該建築物の所有者は、第3項の誓約書（様式第3号）のみを提出するものとする。

（3階直結直圧給水建築物の所有者の責務）

第5条 所有者は、3階直結直圧給水建築物の譲渡又は賃貸を行うときは、この要綱に定めた内容を遵守するよう譲受人又は借借人に通知しなければならない。

2 所有者は、3階直結直圧給水建築物の用途を変更する場合は、管理者に届け出て、協議しなければならない。

3 所有者は、第2条第4項に規定するバルブ等について、維持管理をしなければならない。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月30日から施行する。

提出日 年 月 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 様

申請者(自署)
住 所
氏 名
連絡先

3階直結直圧給水事前協議申請書（新規・変更）

下記のとおり、3階建て建築物へ直結直圧給水を行いたいので協議願います。

記

1. 申請場所

2. 建築物の建設工期 年 月 日 ~ 年 月 日

3. 建築物及び給水装置の概要

建 物 名 称	
工 事 種 別	新 築 ・ 改 造 （お客さま番号： ）
建 物 種 別	専用住宅 店舗 （ 用途： ） 事務所ビル 集合住宅 （ ファミリー 戸、ワンルーム 戸） その他（ ）
分 岐 口 径	配水管口径 φ mm × 給水管口径(予定) φ mm
メーター口径	φ mm （予定）
予定使用水量	1日当たり m ³
給 水 器 具 (管)の最大 高	配水管が布設されている道路面より m

4. 添付書類 位置図、その他

事前協議申請者

様

天理市上下水道事業の管理者
 天理市長
 （担当 給水課 給水係 ）
 TEL 0743-63-1001 内線

3階直結直圧給水事前協議回答書（新規・変更）

年 月 日付けをもって事前協議のありました物件につきまして、次のとおりお知らせします。

- 附近配水管の水圧状況等を調査した結果、当該地は設計水圧 0.2Mpa で設計することができます。
- 現状の水圧状況等から、3階直結直圧給水は不可能です。

設計段階で留意していただく事項

- （1）配水管工事や事故等によりやむを得ず、計画的あるいは、緊急的に断水、減水し、又は濁水等を伴うことがありますので、十分考慮の上、採用して下さい。
- （2）給水装置工事の申請時に本書（写し）を添付して下さい。
- （3）給水装置工事申請が事前協議と異なる内容である場合、再協議となります。
- （4）給水装置工事の申請時に給水装置工事計画図書（位置図・平面図・立面図）、水理計算書等を添付して下さい。

物件の概要

申請場所	
建物名称	
建物種別	
分岐口径	配水管口径 φ mm × 給水管口径(予定) φ mm
メーター口径	φ mm (予定)
予定使用水量	1日当たり m ³
給水器具(管)の最大高	配水管が布設されている道路面より m

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 様

申請者（自署）
住 所
氏 名
連絡先

誓 約 書

私の申請による3階建て建築物に対して、直結直圧式給水を受けるに際し、下記事項について誓約します。

記

1. 水道工事や突発的な事故等に伴う一時的な断水及び水圧低下の影響を受けやすいことについて十分認識し、万一支障が生じた場合においても、上下水道局に異議を申し立てしません。また、そのことを使用者等に周知します。
2. 給水装置は、日頃より点検し最良な管理に努めます。
逆流防止及びメーター装置の維持管理のため、水道メーターの2次側直近に設置するバルブ、逆止弁の不良等が生じた場合、上下水道局に報告し、速やかに取替等の対処をします。
3. 当該建築物の用途変更等、給水条件に著しい変更が生じたときは、貴局と協議します。
4. 建築物の譲渡又は賃借を行うときは、速やかに届け出るとともに「3階直結直圧給水に関する取扱要綱」に定めた事項について、譲渡人又は借受人に通知し、その内容を継承します。

簡易専用水道事務取扱要領

令和元年10月

天理市上下水道局

給水課

目 次

簡易専用水道事務取扱要領

- (様式第 1 号) 簡易専用水道設置届出書
- (様式第 2 号) 簡易専用水道変更届出書
- (様式第 3 号) 簡易専用水道休止（廃止）届出書
- (様式第 4 号) 簡易専用水道施設台帳
- (様式第 5 号) 維持管理指導票
- (様式第 6 号) 水道法検査証
- (様式第 7 号) 事故等報告書
- (様式第 8 号) 対応措置完了報告書
- (様式第 9 号) 定期検査実施報告書

留意事項

簡易専用水道事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、簡易専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和32年政令第336号）及び同法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、簡易専用水道に係る指導方針及び事務処理要領等必要な事項を定めるものである。ただし、国の設置する施設については、この要領の適用を受けないものとする。

(簡易専用水道の届出)

第2条 簡易専用水道の設置者（2人以上の者が共同して当該簡易専用水道を設置している場合はその代表者、又は設置者以外に当該簡易専用水道の全部の管理について権限を有する者がある場合は当該権限を有する者。以下「設置者」という。）は、簡易専用水道を設置し給水を開始しようとするときは、あらかじめ簡易専用水道設置届出書（様式第1号）を天理市上下水道事業の管理者（以下「管理者」という。）に届け出るものとする。

2 設置者は、前項の届出事項に変更があったときは、速やかに簡易専用水道変更届出書（様式第2号）を管理者に届け出るものとする。

3 設置者は、当該簡易専用水道を休止（廃止）により、簡易専用水道に該当しなくなったときは、速やかに簡易専用水道休止（廃止）届出書（様式第3号）を管理者に届け出るものとする。

(簡易専用水道施設台帳の作成)

第3条 管理者は、第2条第1項又は第2項により届出があったときは、現地を確認のうえ簡易専用水道施設台帳（様式第4号）を作成するものとする。

(定期検査の実施)

第4条 法第34条の2第2項の規定により、設置者は、毎年1回以上定期に、保健所長又は地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）による検査を受けなければならない。

(立入検査)

第5条 管理者は、次のいずれかに該当する場合は、設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は立入検査を行うものとする。

(1) 前条の検査結果により、設置者から衛生上問題について報告があった場合

(2) 登録検査機関の長から検査済証の写しを受理し、明白な水質汚染又はそのおそれがあると認められる「不良」と判断される事項があった場合

(3) 設置者又は当該簡易専用水道の利用者から、相談又は苦情等の連絡があった場合

(4) その他特に必要と認める場合

- 2 管理者は、立入検査の結果、管理基準に適合していないと認めるときは、原則として設置者に維持管理指導票（様式第5号）を交付し、その改善を指導するものとする。
- 3 管理者は、前項の指導票を交付したときは、必要に応じ、再度立入検査を行い指導事項の改善状況を把握するものとする。なお、指導事項の改善に従わない場合は法第37条の規定により給水を停止することができる。
- 4 第1項及び第3項の規定により立入検査を行う者は、その身分を示す証明書（様式第6号）を常に携帯し、設置者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（帳簿の保存）

第6条 設置者は、次に掲げる帳簿書類を備え、保存しておくものとする。

- (1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
 - (2) 受水槽その他水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
 - (3) 水槽の掃除の記録
 - (4) 水槽の点検の記録、給水栓における水質検査の記録等の管理についての記録
- 2 前項第1号及び第2号の図面については永年保存するものとし、その他については3年間保存するものとする。
 - 3 登録検査機関の長は、検査に関する記録を整備し、これを3年間保存するものとする。
 - 4 管理者は、立入検査等に関する記録を整備し、これを5年間保存するものとする。

（報告）

第7条 設置者は、次の第1号及び第2号に該当する場合は、事故等報告書（様式第7号）、第3号に該当する場合は、対応措置完了報告書（様式第8号）を、速やかに管理者に報告するものとする。

- (1) 供給する水に異常を認め、水質に関する事故が発生した場合
 - (2) 給水停止の措置をとった場合
 - (3) 維持管理指導票を受理し、その対応措置が完了した場合
- 2 登録検査機関の長は、定期検査の毎月の実施状況を定期検査実施報告書（様式第9号）により、遅滞なく管理者に報告するものとする。

（県との協力）

第8条 管理者は、奈良県と簡易専用水道設置状況の把握及び維持管理に対する指導等について協力するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の適用の日前に提出された届出、維持管理指導票及び報告については、この要領の規定により管理者に行ったものとみなす。

附則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

この要領は、令和元年10月1日から適用する。

様式第1号（第2条関係）

簡易専用水道設置届出書

年 月 日

天理市上下水道事業の管理者

天理市長 様

申請者（自署）

住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

簡易専用水道事務取扱要領第2条第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。

簡易専用水道等を設置した建築物の名称					
同上建築物の所在地					
簡易専用水道設置者の住所及び氏名		(TEL)			
管理者の住所及び氏名		(TEL)			
設 置 物	用 途	構 造	階 数	延 床 面 積	「ビル管理法」の該当
			地上 階 地下 階	m ²	有 ・ 無
受 水 槽	設 置 位 置	構 造	形 状 及 び 寸 法	設 置 数	容 量
	建物の内・外 地上・半地下・地下				総容量 m ³ 有効容量 m ³
高 圧 水 槽	設 置 位 置	構 造	形 状 及 び 寸 法	設 置 数	容 量
					総容量 m ³ 有効容量 m ³
施 用 状 況	使用開始年月日	一日平均利用者数	一日平均使用水量	受水水道名	消 毒 設 備
	平成 年 月 日	人	m ³		有 ・ 無
備 考					

※建築物の付近見取図及び受水槽設置場所見取平面図を添付すること。

簡易専用水道変更届出書

年 月 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 様

設置者（自署）

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

簡易専用水道事務取扱要領第2条第2項の規定により、以下のとおり変更があつたので届け出ます。

建築物の名称		
建築物の所在地		
変 更	年 月 日	年 月 日
	項 目	1 設置者 2 管理者 3 名称 4 設置場所 5 水槽の容量
	内 容	新 旧

※設置場所の変更にあつては、設置場所見取平面図を添付すること。

様式第3号（第2条関係）

簡易専用水道休止（廃止）届出書

年 月 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 様

設置者（自署）

住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

簡易専用水道事務取扱要領第2条第3項の規定により、以下のとおり休止（廃止）したので届け出ます。

建 築 物 の 名 称		
建 築 物 の 所 在 地		
休 止 （ 廃 止 ）	年 月 日	平 成 年 月 日
	理 由	

整理番号	No.
------	-----

簡易専用水道施設台帳					
建築物の名称					
建築物の所在地					
建築物の設置者	住所	〒 (TEL)			
	氏名				
水道施設の管理者	住所	〒 (TEL)			
	氏名				
設 建築物 置 物	用途	構造	階 数	延床面積	「ビル管理法」の適用
			地上 階 地下 階	m ²	有 ・ 無
受水槽	設置位置	構造	形状及び寸法	設置数	容 量
	建物の内・外 地上・半地下・地下				総容量 m ³ 有効容量 m ³
高置圧力水槽	設置位置	構造	形状及び寸法	設置数	容 量
					総容量 m ³ 有効容量 m ³
施 利用 設 状況 の	使用開始年月日	一日平均利用者数	一日平均使用水量	受水水道名	消 毒 設 備
	平成 年 月 日	人	m ³		有 ・ 無
備 考					

建物の付近見取図

受水槽設置場所の見取平面図

検査記録

				整理番号	No.
定期検査年月日	清掃年月日	定期検査結果	立入検査年月日	立入検査結果	
年 月 日	年 月 日		年 月 日		
年 月 日	年 月 日		年 月 日		
年 月 日	年 月 日		年 月 日		
年 月 日	年 月 日		年 月 日		
年 月 日	年 月 日		年 月 日		
年 月 日	年 月 日		年 月 日		
年 月 日	年 月 日		年 月 日		
年 月 日	年 月 日		年 月 日		
年 月 日	年 月 日		年 月 日		
年 月 日	年 月 日		年 月 日		

様式第5号（第5条関係）

維 持 管 理 指 導 票

年 月 日

簡易専用水道設置者

住所

氏名

天理市上下水道局

給水課

建築物の名称	
建築物の所在地	

上記の簡易専用水道等を立入検査した結果、以下の事項について不備が認められますので、 年 月 日までに改善して下さい。

指 導 事 項

--

様式第5号（第5条関係）

維持管理指導票（控）

年 月 日

簡易専用水道設置者

住所

氏名

天理市上下水道局

給水課

建築物の名称	
建築物の所在地	

同上建築物の所在地

上記の簡易専用水道等を立入検査した結果、以下の事項について不備が認められますので、 年 月 日までに改善して下さい。

指導事項

--

指導票受領者 氏名

様式第6号(第5条関係)

であり、かつ、適切であると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命じることができる。

2 (略)

3 第一項の場合において、都道府県知事が同項に規定する権限に属する事務を行うことができないと厚生労働大臣が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該事務は厚生労働大臣が行う。

4 第一項及び前項の場合において、供給の対価は、当事者間の協議によって定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、都道府県知事が供給に要した実費の額を基準として裁定する。

5～7 (略)

8 都道府県知事は、第一項及び第四項の事務を行うために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から、事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

9 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による都道府県知事の行う事務について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあるのは「次条第八項」と、同条第五項中「第一項、第二項又は第三項」とあるのは「次条第八項」と読み替えるものとする。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

水道法検査証

第 号

令和 年 月 日交付

令和 年 月 日まで有効

写 真

官職又は職名

氏 名

生 年 月 日

上下水道事業の管理者印

この証明書を携帯する者は、水道法第三十九条及び第四十条の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

水道法(抄)

第三十九条 厚生労働大臣は、水道(水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものに限る。以下この項において同じ。)の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び次条第八項において同じ。)を検査させることができる。

2 都道府県知事は、水道(水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものを除く。以下この項において同じ。)の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十条 都道府県知事は、災害その他非常の場合において、緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するために必要

様式第7号（第7条関係）

事 故 等 報 告 書

年 月 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 様

設置者（自署）

住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

当該簡易専用水道において、以下の事故等が発生したので、簡易専用水道事務取扱要領 第7条第1項の規定により報告します。

建築物の名称	
発生日時、期間	
事故又は給水停止の措置の状況	
応急措置状況	
摘 要	

様式第8号（第7条関係）

対 応 措 置 完 了 報 告 書

年 月 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 様

設 置 者（自署）

住所

氏名

（ 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 ）

年 月 日付けで指導があつたことについては、年
月 日をもって以下のとおり完了しましたので、報告します。

改善事項	改善内容

年 月 日

天理市上下水道事業管理者 様

登録検査機関所在地

名称及び代表者

印

水道法第34条の2第2項の規定に基づく、 年 月分の定期検査の結果状況は、下記のとおりです。

①V：水槽の有効容量 (m3)	②今月実施件数	③ ②の設置主体別内訳				④指摘施設件数	⑤不適合施設の内訳別件数																										
		国	県	市	民間		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24			
10<V≤20																																	
20<V≤40																																	
40<V≤60																																	
60<V≤80																																	
80<V≤100																																	
100<V																																	
容量不明																																	
計																																	
						受水槽								高置水槽								給水管等の状態	水質検査					書類の整理及び保存の状態					
						水槽の周囲の状態	水槽本体の状態	水槽上部の状態	水槽内部の状態	水槽のマンホールの状態	水槽のオーバーフロー管の状態	水槽の通気管の状態	水槽の水抜管の状態	水槽の周囲の状態	水槽本体の状態	水槽上部の状態	水槽内部の状態	水槽のマンホールの状態	水槽のオーバーフロー管の状態	水槽の通気管の状態	水槽の水抜管の状態		臭気	味	色	色度	濁度		残留塩素				

添付書類 検査済証及び簡易専用水道検査票の写し

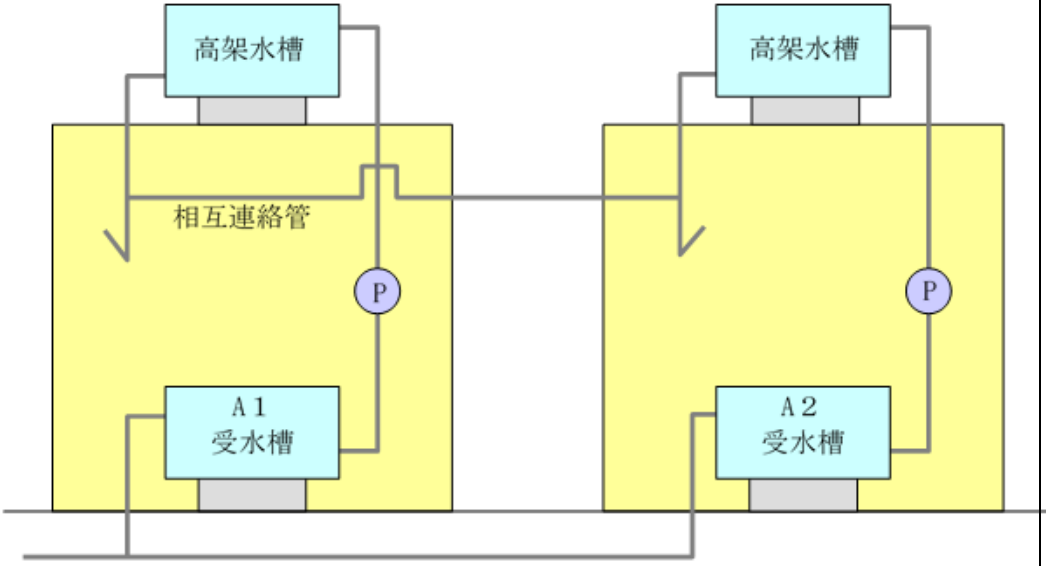
留 意 事 項

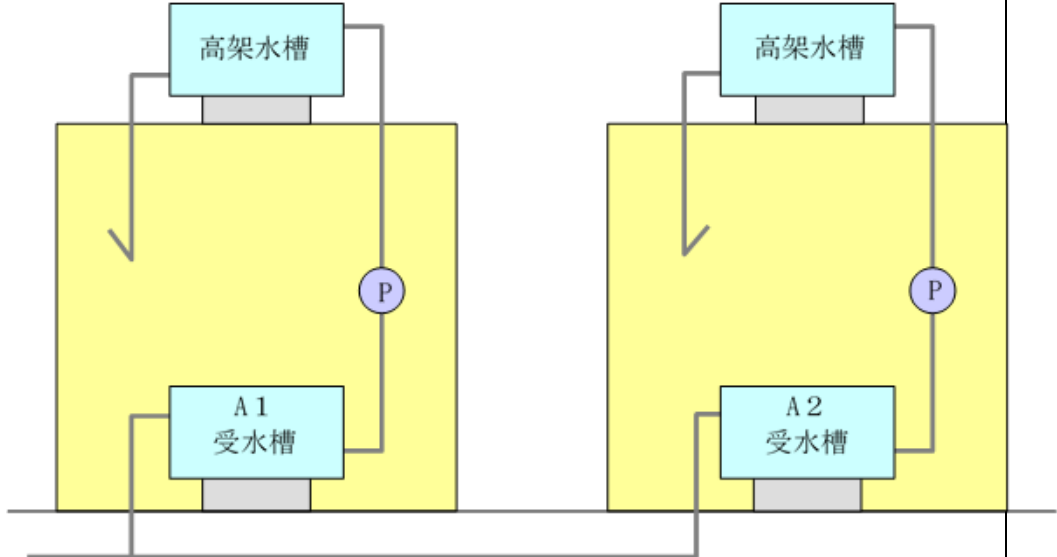
「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から受ける水のみを水源とするもののうち、水の供給を受けるために設けられる水槽（受水槽）の有効容量の合計が10tを超えるものとされている。

そのため、次の点を留意して、規制対象となるものを確定すること。

1. 水道事業者からの供給を受ける水のみを水源とするものであるから、水源の一部又は全部が井戸水のものである場合は、対象外である。
2. 当該施設により供給される水が飲用に供されているものであるもので、工業用水として利用されているもの及び消防用水施設として設置されているものであつて全く飲用に供することのないものは、対象外である。
3. 「有効容量」とは、水道の最高水位と最低水位との間に貯水できる容量をいい、その算定基準は次による。
 - (1) 最高水位は、ボールタップ等による流入停止水位とする。

(注) ボールタップ等の位置は、原則として当初設定によるものとする。
 - (2) 最低水位は、流出管又は揚水管の開口部が水平に設置されている場合は、管頂から管径の1.5倍上部の水位、又は垂直に設置されている場合は、吸部の端から管径の1.5倍上部の水位とすること。
 - (3) それぞれの水位が確認できないものであつては、水槽の清掃等の際立ち会い、有効容量を決定すること。
 - (4) 2以上の受水槽の場合は、別表を参考とすること。

ケース 1 給水系統が相互に連絡している	対 象	対象外
	$A1 + A2 > 10\text{m}^3$ 施設数 1 施設	$A1 + A2 \leq 10\text{m}^3$

ケース2 給水系統が相互に連絡していない	対 象	対象外
	$A1 > 10\text{m}^3$ 施設数 1 施設 $A2 > 10\text{m}^3$ 施設数 1 施設	$A1 \leq 10\text{m}^3$ $A2 \leq 10\text{m}^3$

ケース 3 受水槽が相互に連絡している	対 象	対象外
<p>The diagram shows a water supply system. On the left, there is a small rectangular tank labeled 'A1 受水槽'. A pipe with a pump (P) connects it to a larger yellow rectangular tank. Inside this yellow tank, there are two smaller rectangular tanks: 'A2 受水槽' and 'A3 受水槽'. Each of these tanks is connected to a '高架水槽' (elevated tank) above it via a pipe with a pump (P). The two yellow tanks are connected to each other at the bottom, indicating they are mutually connected.</p>	$A1 + A2 + A3 > 10\text{m}^3$ 施設数 1 施設	$A1 + A2 + A3 \leq 10\text{m}^3$

小規模貯水槽水道管理指導要領

令和元年 10 月

天理市上下水道局

給水課

目 次

小規模貯水槽水道管理指導要領

別紙第1 設備のチェックポイント

別紙第2 貯水槽の標準的な清掃方法

(様式第1号) 小規模貯水槽水道設置届出書

(様式第2号) 小規模貯水槽水道変更届出書

(様式第3号) 小規模貯水槽水道休止（廃止）届出書

設備のチェックポイント

別紙第1

設備	項目	チェックポイント	措置等
貯水槽	設置場所	①管理者以外の者が立ち入りできない構造となっているか。 ②水槽の周囲が整理整頓されているか。 ③床面の排水は良好か。 ④水槽に汚水槽、雑排水槽、湧水槽等が隣接設置されていないか。 ⑤点検、清掃、修理等が安全、容易な場所か。	①水槽室、ポンプ室への出入口は施錠し、関係者以外は立ち入りできないようにしておく。 ④汚染事故を起こす可能性があるものの改善、撤去又は点検頻度を増やす。 ⑤点検、清掃等のスペース及び通路を確保する。
貯水槽 構造	水槽本体 の構造	①破損、亀裂及び濁水がないか。 ②汚染のおそれのある開口部がないか。 ③使用水量に対し容量が過大となっていないか。 ④内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状となっているか。	①槽内部の細かい点検は清掃時に行う。 ②揚水管、電極棒等の貫通部分が密閉されていないことがある。 ③受水槽→容量が1日の使用水量の4/10から6/10までが望ましい。 高置水槽→容量が1日の使用水量の1/10程度が望ましい。 ④不必要な仕切りや機器等の撤去
貯水槽 構造	水槽上部 の状態	①水槽のふたの直接上部は清潔か。 ②汚染のおそれのある機器等を設置していないか。 ③水たまり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないか。 ④水槽の上部スラブを厨房、駐車場、通路等に使用していないか。	④汚染事故を起こす可能性があるものを改善し、撤去し、又は点検頻度を増やすことにより 事故防止を指導する。
	マンホール の状態	①施錠してあるか。 ②十分なかさ上げをしてあるか。 ③マンホールのふたは密閉されているか。	②10cm以上
	水槽に付帯 する開口部 の状態	①オーバーフロー管、通気管に防虫網が設置されているか。 ②オーバーフロー管がない場合、満水警報装置が正しく作動しているか。 ③オーバーフロー管、水抜管の排水口空間が十分確保されているか。	
	水槽内部 の状態	①水槽内部にさびが発生していないか。 ②水槽内部に異物が混入していないか。 ③水槽内部に沈渣物が堆積していないか。 ④吐水口空間が十分確保されているか。	
その他		①水槽内部やマンホールの上部に飲用水用以外の管が貫通し、又は設置されていないか。	①クロスコネクションの禁止

貯水槽の標準的な清掃方法

別紙第2

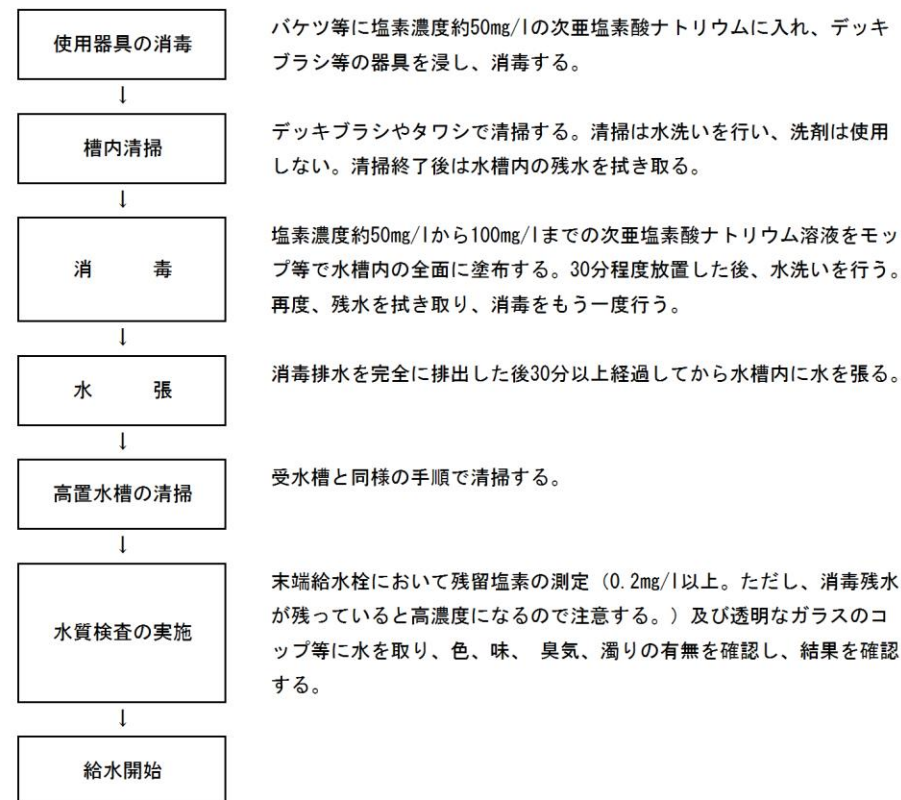
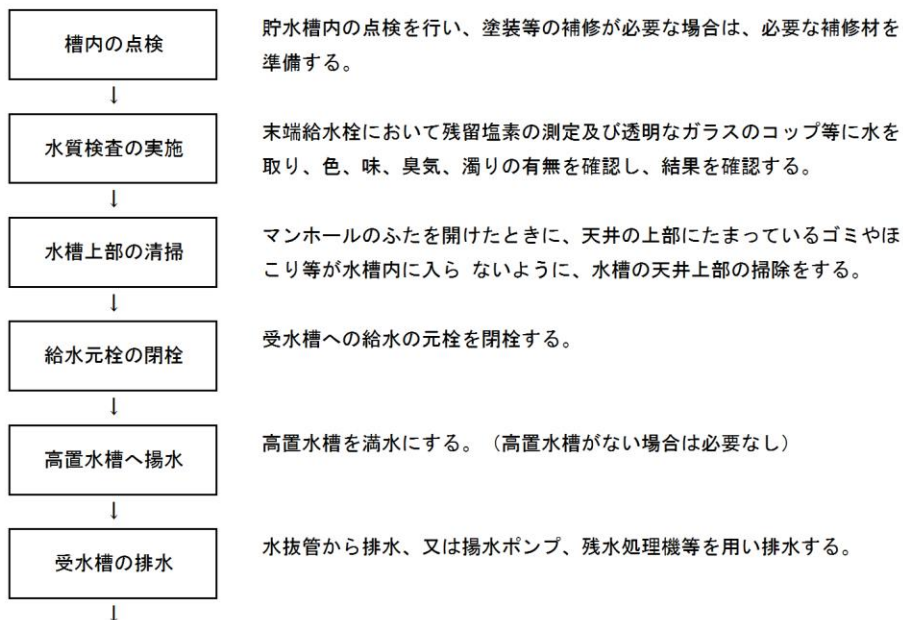
1 貯水槽清掃に当たっての注意点

- (1) 居住者、ビル利用者に清掃実施を周知し、必要があれば代替水を確保する。
- (2) 貯水槽が屋外にある場合は、気候の影響を考慮する。
- (3) 清掃の作業工程を記録し、保管する。
- (4) 高置水槽を設置している場合は、受水槽から清掃を行う。
- (5) 使用する器具は清掃専用のものとし、不衛生な器具の使用は避ける。

2 貯水槽清掃に必要な器具

- (1) デッキブラシ
- (2) ホース
- (3) バケツ
- (4) モップ
- (5) 残留塩素測定器
- (6) 透明なガラスのコップ
- (7) その他必要器具

3 貯水槽清掃のフローシート



小規模貯水槽水道管理指導要領

(目的)

第1条 この要領は、小規模貯水槽水道の管理に必要な事項及び汚染事故発生時における措置を定めることにより、清浄な飲料水の確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 小規模貯水槽水道の管理は、貯水槽水道設置者の責務であり、天理市上下水道事業の管理者（以下「管理者」という。）は、この要領の目的を達成するため、設置者の協力のもとに、天理市水道事業給水条例第43条（以下「給水条例」という。）を根拠として指導を行うものとする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 小規模貯水槽水道とは、簡易専用水道、専用水道及びビル管理法のいずれも適用されない、受水槽以下の水道設備をいう。
- (2) 設置者とは、貯水槽水道の所有権を有する者又は管理権限を有する者をいう。
- (3) 貯水槽とは、受水槽、高置水槽、圧力水槽をいう。
- (4) 衛生行政とは、貯水槽水道の所在地を管轄する保健所等をいう。

(責務)

第4条 小規模貯水槽水道の管理については、天理市給水条例第44条第2項に基づき、次の各号に掲げる内容により実施するものとする。

- (1) 設置者は、小規模貯水槽水道の管理を自主的に行うとともに、この要領に基づいて行われる管理者の指導に協力するものとする。
- (2) 管理者は、この要領の適正な運用に努めなければならない。
- (3) 管理者は、この要領に基づいてその業務を円滑に遂行できるよう衛生行政との連携を密にするよう努めるものとする。

(小規模貯水槽水道の届出)

第5条 設置者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者に届け出なければならない。

- (1) 小規模貯水槽水道を設置するときは、速やかに「小規模貯水槽水道設置届（様式第1号）」を、管理者に届け出るものとする。
- (2) 小規模貯水槽水道を変更するときは、速やかに「貯水槽水道変更届（様式第2号）」を、管理者に届け出るものとする。
- (3) 小規模貯水槽水道を休止（廃止）したときは、速やかに「貯水槽水道休止（廃止）届（様式第3号）」を、管理者に届け出るものとする。

(平常時の措置)

第6条 設置者は、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 貯水槽の周囲を常に清潔に保つこと。
- (2) 小規模貯水槽水道の損傷の有無及び状況等について、定期的に点検を行うこと。
- (3) 天理市水道事業給水条例施行規程第29条第2項に定める水質検査を毎年1回以上、定期に行うこと。また、その結果異常が判明したときは、直ちに管理者に連絡してその指導を受けること。
- (4) 貯水槽の清掃を毎年1回以上、定期に行うこと。
- (5) 小規模貯水槽水道は、清浄な飲料水を供給するのに支障のない適切な構造設備とすること。

2 管理者は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 小規模貯水槽水道の管理を設置者に対して必要な指導を行うものとする。
- (2) 小規模貯水槽水道台帳を作成し、これを整理し、保管するものとする。
- (3) 小規模貯水槽水道の管理の充実を図るために必要に応じ現場調査を行うものとする。
- (4) 小規模貯水槽水道の管理に関する利用者の相談に応じるとともに、正しい知識の普及を図るものとする。

(汚染事故発生時の措置)

第7条 設置者は、小規模貯水槽水道に汚染事故（以下「事故」という。）が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 当該小規模貯水槽水道の利用者に事故の発生を周知するとともに、直ちに衛生行政に通報するものとする。
- (2) 水質に異常を認めるときは、「水質基準に関する省令」上欄に掲げる項目のうち必要なものについて検査を行い、直ちに、給水停止及び使用期限等の措置をとるものとする。
- (3) 給水停止等の措置を取った場合は、管理者と協議の上、代替水を確保することとし、それに係る経費については設置者の負担によるものとする。
- (4) 当該小規模貯水槽水道が復旧した後は、「水質基準に関する省令」上欄に掲げる項目のうち必要なものについて検査を行い、飲料水の安全を確保してから、給水を開始するものとする。

2 管理者は、小規模貯水槽水道に事故が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 汚染調査又は水質検査の結果、必要があると認められた場合は、前項の規定に従って適切な措置をとるよう、設置者に指導するものとする。
- (2) 情報収集及び関係機関への連絡を行うものとする。
 - ア. 事故の内容を的確に把握するものとする。
 - イ. 衛生行政に連絡し、汚染調査、設置者に対する指導又は代替水の確保が円滑に行えるようにするものとする。

(貯水槽の維持管理基準)

第8条 設置者は、次の各号に掲げる基準に従って貯水槽水道を維持管理しなければならない。

- (1) 末端給水栓における水の色、濁り、臭い、味、残留塩素についての点検は毎年1回以上行うものとする。
- (2) 給水栓における水の遊離残留塩素は0.1mg/L（結合残留塩素の場合は0.4mg/L）以上を保持すること。ただし、供給する水が病原性微生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれのある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/L（結合残留塩素の場合は1.5mg/L）以上とするものとする。
- (3) 施設の点検は、毎年1回以上実施する。点検の方法は「設備のチェックポイント（別紙第1）」を参考として行うものとする。
- (4) 定期に行う貯水槽の清掃については、貯水槽の標準的な清掃方法（別紙第2）によるものとし、毎年1回以上実施するものとする。
- (5) 点検の結果異常があれば、設備の取り替え、補修、清掃等を行うものとする。
- (6) 管の損傷、さび及び漏れについては、目視のほか残留塩素、給水量の推移等を参考にして点検し、異常があれば必要な補修を行うものとする。
- (7) 逆流及び吸入を防ぐとともに衛生器具の吐水口空間を保つこと。吐水口空間が適正に保たれない場合は、バキュームブレーカーを取付け、適正に作動しているか否かを点検するものとする。
- (8) 長期間使用を停止した水槽を使用するときは、槽内を点検し、必要に応じて槽内の水の入れ換え等を行い、残留塩素を測定して安全を確認してから給水するものとする。
- (9) 貯水槽の点検等に関する記録については、保管しておくものとする。
- (10) 施設の図面を保管しておくものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

小規模貯水槽水道設置届出書

年 月 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 様

申請者（自署）
住 所
氏 名

（ 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 ）

小規模貯水槽水道管理指導要領第5条第1項第1号の規定により、小規模貯水槽水道を設置しましたので、以下のとおり届け出ます。なお、小規模貯水槽水道の維持管理については、天理市水道事業給水条例第44条の規定に基づき実施することを誓約いたします。

建物名称	
所在地	天理市 町
建物概要	階建て (用途)

【施設管理者】

住 所	
氏 名	
T E L	

【貯水槽】

受 水 槽	(容量) 総 m ³ 、有効 m ³
	(構造) (屋外・屋内)
高架水槽	(容量) 総 m ³ 、有効 m ³
	(構造) (屋外・屋内)

【添付資料】

位置図、貯水槽容量計算書

*上下水道局記入欄

受付番号	戸 番 図	水 栓 番 号	引込口径
	—	— — —	φ mm

小規模貯水槽水道変更届出書

年 月 日

天理市上下水道事業の管理者

天理市長 様

設置者（自署）

住所

氏名

（ 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 ）

小規模貯水槽水道管理指導要領第5条第1項第2号の規定により、以下のとおり変更があつたので届け出ます。

建築物の名称			
建築物の所在地			
変 更	年 月 日	年 月 日	
	項 目	1 設置者 2 管理者 3 名称 4 設置場所 5 水槽の容量	
	内 容	新	
		旧	

※設置場所の変更にあつては、設置場所見取平面図を添付すること。

小規模貯水槽水道休止（廃止）届出書

年 月 日

天理市上下水道事業の管理者

天理市長 様

設置者（自署）

住所

氏名

（ 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 ）

小規模貯水槽水道管理指導要領第5条第1項第3号の規定により、以下のとおり休止（廃止）したので届け出ます。

建築物の名称		
建築物の所在地		
休止 (廃止)	年 月 日	年 月 日
	理 由	

水道直結式スプリンクラー設備の設置等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水道直結式スプリンクラー設備の設計及び工事並びに維持管理等について、消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）及び天理市水道事業給水条例（平成9年12月天理市条例第37条）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備 給水装置に直結して設置されたスプリンクラー設備をいう。
- (2) 所管消防署 水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする場所を所管する本市の消防署をいう。
- (3) 消防設備士 消防法第17条の6第2項に規定する甲種消防設備士をいう。
- (4) 乾式スプリンクラー設備 作動時以外は通水されない構造の水道直結式スプリンクラー設備をいう。
- (5) 湿式スプリンクラー設備 常時通水常態となる構造の水道直結式スプリンクラー設備をいう。

(事前協議)

第3条 水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者は、あらかじめ所管消防署及び天理市上下水道局（以下「上下水道局」という。）と協議を行うものとする。

(設計)

第4条 配水管又は給水管（内線支管）から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分についての水理計算等は、消防設備士が行うものとし、メーター口径については上下水道局と協議の上、決定するものとする。この場合、スプリンクラー設備とそれ以外の設備の同時使用は、考慮しなくても良いものとする。

- 2 水道直結式スプリンクラー設備を設置する給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧及び水量が得られるものであること。ただし、配水管に影響を与える過大な水量を必要とする場合は、貯水槽方式とすること。
- 3 水道直結式スプリンクラー設備が、水道メーターの下流側に設置されていること。
- 4 乾式スプリンクラー設備を設置する場合は、当該設備の上流側の配管の分岐部に止水栓及び逆止弁を設置し、電動弁等により排水できる構造であるとともに、外部からの害虫等の進入を防ぐ措置が施されていること。
- 5 湿式スプリンクラー設備を設置する場合は、停滞水の防止措置、逆流防止措置及び凍結防止措置が施されていること。

(施工)

第5条 水道直結式スプリンクラー設備の工事は、消防設備士の指導により、天理市指定給

水装置工事事業者が施工するものとする。この場合において、必要に応じて所管消防署及び上下水道局と協議を行うものとする。

(維持管理)

第6条 水道直結式スプリンクラー設備の所有者は、給水管及び配水管の水質及び水圧等に影響を及ぼさないよう、適正な維持管理を行うものとする。

2 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を、見やすいところに表示し周知するものとする。

(周知)

第7条 断水、配水管の水圧の低下等により、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない恐れがあるときは、ただちにその旨を水道直結式スプリンクラー設備の所有者に周知するものとする。

(水質管理区分)

第8条 消火用貯水槽式スプリンクラー設備を貯水槽式で使用する場合の水質管理区分は、設置者の管理範囲とする。

(了知事項)

第9条 水道直結式スプリンクラー設備の所有者は、次の各号について天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に誓約書（様式）を提出するものとする。

(1) 断水、配水管の水圧の低下、火災時の作動不良、その他水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されないことにより、人及び財産に被害が生じることがあっても、管理者はその責めを負わないものとする。

(2) 借家人その他利害関係人に対し、前項の条件を了知させるものとする。

(3) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、前2号の事項について、譲渡人に熟知させるものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、水道直結式スプリンクラー設備の設置等について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

様式

誓 約 書

年 月 日

天理市上下水道事業の管理者

天理市長 様

申請者（自署）

住所

氏名

スプリンクラー設備を設置するに当たり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 断水、配水管の水圧の低下、火災時の作動不良、その他スプリンクラー設備の性能が十分発揮されないこと又は、火災時以外の作動により、人及び財産に被害が生じることがあっても、天理市上下水道事業管理者に責任を求めません。
- 2 スプリンクラー設備が設置された家屋及び部屋を賃貸する場合は、借家人その他利害関係人に対し、前項の条件が付帯していることを了承させます。
- 3 スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、前2項の事項について、譲渡人に了承させ書面等で引継ぎを致します。
- 4 消火用貯水槽式スプリンクラー設備による貯水槽は消火用のみに使用し、直圧直結給水管とのクロスコネクションは行いません。

緊急時連絡先

年 月 日

* 水道直結式スプリンクラー設備の所有者及び管理者

住 所	
氏 名	
電話番号	

注1 断水、配水管の水圧の低下等により、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない恐れがあるときは、上下水道局から、ただちにその旨を水道直結式スプリンクラー設備の所有者及び管理者に連絡します。

注2 水道直結式スプリンクラー設備の所有者及び管理者が変更になったときは、速やかに上下水道局に報告して下さい。

*水道局記入欄

受付番号	戸 番 図	水 栓 番 号	引込口径
—	—	— — —	φ mm

(趣旨)

第1条 天理市水道事業給水条例（平成9年12月22日条例第37号。以下「条例」という。）第3条及び第4条に係る私設消火栓（以下「消火栓」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 消火栓 配水管に直結した消防用または消防演習用に供される自家用消火装置をいう。
- (2) 設置者 消火栓を設置する者をいう。
- (3) 施設責任者 設置者が消火栓の管理等を委任する者をいう。

(消火栓の設置基準)

第3条 消火栓の接続が可能な給水管及び配水管の口径については、別表第1のとおり定めるものとする。

2 消火栓は半径120mの範囲に2箇所以上設置してはならない。ただし、天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める場合は、この限りでない。

3 消火栓は、屋外格納箱の中に設置し、「私設消火栓」と明記しなければならない。

(消火栓の管理)

第4条 消火栓及び接続給水管（道路舗装部含む）の管理上の責任については施設責任者によるものとする。

(協定の締結)

第5条 消火栓の設置者は、管理者と施設の管理等に関し必要な事項について、協定を締結しなければならない。

(消火栓の使用)

第6条 条例第20条により、消火栓は消防又は消防の演習のほか使用してはならない。

(届出)

第7条 消火栓を設置しようとするものは、私設消火栓設置届（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 消火栓を廃止しようとするものは、私設消火栓廃止届（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

3 消火栓の施設責任者を変更するときは、施設責任者変更届（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

4 条例第19条第1項第3号及び第2項第5号の規定により、消火栓を使用する場合は、私設消火栓使用届（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

(濁水及び給水不良)

第8条 消火栓の使用により生じた濁水及び給水不良等の事由については、原因者で対処するものとする。

(費用及び使用時間)

第9条 消火栓の設置及び維持管理等にかかる費用については、設置者が負担するものとする。

2 条例第24条により、消防の演習に使用する場合の水道料金は、消火栓1個1回について530円とし、その使用時間は、5分以内とする。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

消火栓口径	給水管口径	配水管口径
40mm	50mm	75mm以上
50mm	50mm	100mm以上
65mm	75mm	150mm以上

私設消火栓設置届

年 月 日

（届出先）

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 様

届出者（自署）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

次により、私設消火栓を設置したいので、届け出ます。

1. 私設消火栓の設置場所（位置図を添付）

天理市 町 番地

2. 設置理由

3. 私設消火栓の口径

いずれかに○をつけてください。

・ φ 4 0 mm ・ φ 5 0 mm ・ φ 6 5 mm

4. 施設責任者（自署）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

私設消火栓廃止届

年 月 日

（届出先）

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 様

届出者（自署）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

次により、私設消火栓を廃止したいので、届け出ます。

1. 私設消火栓の設置場所（位置図を添付）

天理市 町 番地

2. 廃止理由

3. 施設責任者（自署）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

施設責任者変更届

年 月 日

（届出先）

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 様

届出者（自署）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

次により、施設責任者を変更したいので、届け出ます。

1. 私設消火栓の設置場所（位置図を添付）

天理市 町 番地

2. 施設責任者変更前

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

施設責任者変更後（自署）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

3. 変更年月日

年 月 日

私設消火栓使用届

年 月 日

（届出先）

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 様

届出者（自署）

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

次により、私設消火栓の使用について届け出ます。

1. 私設消火栓の設置場所（位置図を添付）

天理市 町 番地

2. 消火使用の口径

いずれかに○をつけてください。

・ φ 4 0mm ・ φ 5 0mm ・ φ 6 5mm

3. 使用日時

年 月 日 （ ） 時 分から 時 分まで

4. 使用目的

いずれかに○をつけてください。

- ・ 消防の演習のため。
- ・ 消防用のため。

使用場所

（天理市 町 番地 宅付近）

私設消火栓の設置及び管理等に関する協定書

天理市上下水道事業の管理者（以下「甲」という。）と設置者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲及び乙が私設消火栓の設置及び管理するにあたり、以下のとおり協定書（以下「本協定書」という。）を締結するものとする。

（目的）

第1条

本協定書においては、私設消火栓の設置及び管理等に関する基本的な事項を定める。

（定義）

第2条 私設消火栓とは、配水管に直結した消防用または消防演習用に供される自家用消火装置をいう。

（私設消火栓の管理）

第3条 私設消火栓及び接続給水管（道路舗装部含む）の管理上の責任については乙に帰するものとする。

（消火栓の使用）

第4条 乙は、消防又は消防の演習のほか私設消火栓を使用してはならない。

（届出）

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に届け出なければならない。

- （1）私設消火栓を設置する場合。
- （2）私設消火栓を廃止する場合。
- （3）私設消火栓の施設責任者を変更する場合。
- （4）消火栓を使用する場合。

（濁水及び給水不良）

第6条 乙は私設消火栓の使用により生じた濁水及び給水不良等の事由について乙が対処するものとする。

（費用及び使用時間）

第7条 私設消火栓の設置及び維持管理等にかかる費用については乙が負担するものとする。

2 乙が消防の演習に使用する場合は、消火栓1個1回について530円を甲に支払うものとする。

3 乙が消防の演習に使用する時間は、5分以内とする。

（本協定書の有効期間）

第8条 本協定書の有効期間は、本協定書の締結日から1年間とする。ただし、甲又は乙から解除の申出が無い限り、本協定書は自動的に更新されるものとする。

2 甲又は乙は、本協定書を終了しようとする場合、本契約期間満了の2ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議解決)

第9条 本協定書に定められていない事項及び本協定書の条項の解釈につき疑義又は紛争などが生じた場合、甲乙両者は誠意を持って協議解決するものとする。

(裁判管轄)

第10条 本協定書に関する訴えは、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

本協定書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 奈良県天理市川原城町600番地10

天理市上下水道事業の管理者

天理市長

乙 奈良県天理市〇〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇〇〇〇〇

代表 〇 〇 〇 〇

水道メーター（以下「メーター」という。）の下流側に設置する元付け型浄水器及び活水器（以下「元付け型浄水器等」という。ただし、水栓の上流側に取り付けられ常時水圧が加わり給水装置にあたる元付け型浄水器等及び、水栓の下流側に取り付けられ、浄水器と水栓が一体となっており給水装置にあたる元付け型浄水器等を除く。）について、水道水中の遊離残留塩素を水質基準（0.1mg/ℓ）以下の濃度になるまで除去するものがあり配管状況や使用状態等により細菌等による水道水の汚染が懸念されることから、衛生管理を考慮し元付け型浄水器等を設置する場合は、次の措置を講じるものとする。

（１）元付け型浄水器等を設置する上流側（メーターの下流側）に、水質管理用の水栓及び逆止弁（JWWA B129）を、別紙のとおり設置すること。

（２）磁気を使用している活水器の設置については、磁気がメーターへ影響を及ぼすおそれがあることから、メーターから50cm以上の離隔をとること。なお、給水管に巻き付けるものについても、同様に離隔をとること。

（３）水道使用者に対し、元付け型浄水器等の製造業者が定めた使用及び管理方法を遵守し、適切に使用する旨を周知すること。

（４）申請時において、申請者、指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者が押印した「元付け型浄水器等設置に伴う維持管理誓約書」及び承認図を提出すること。

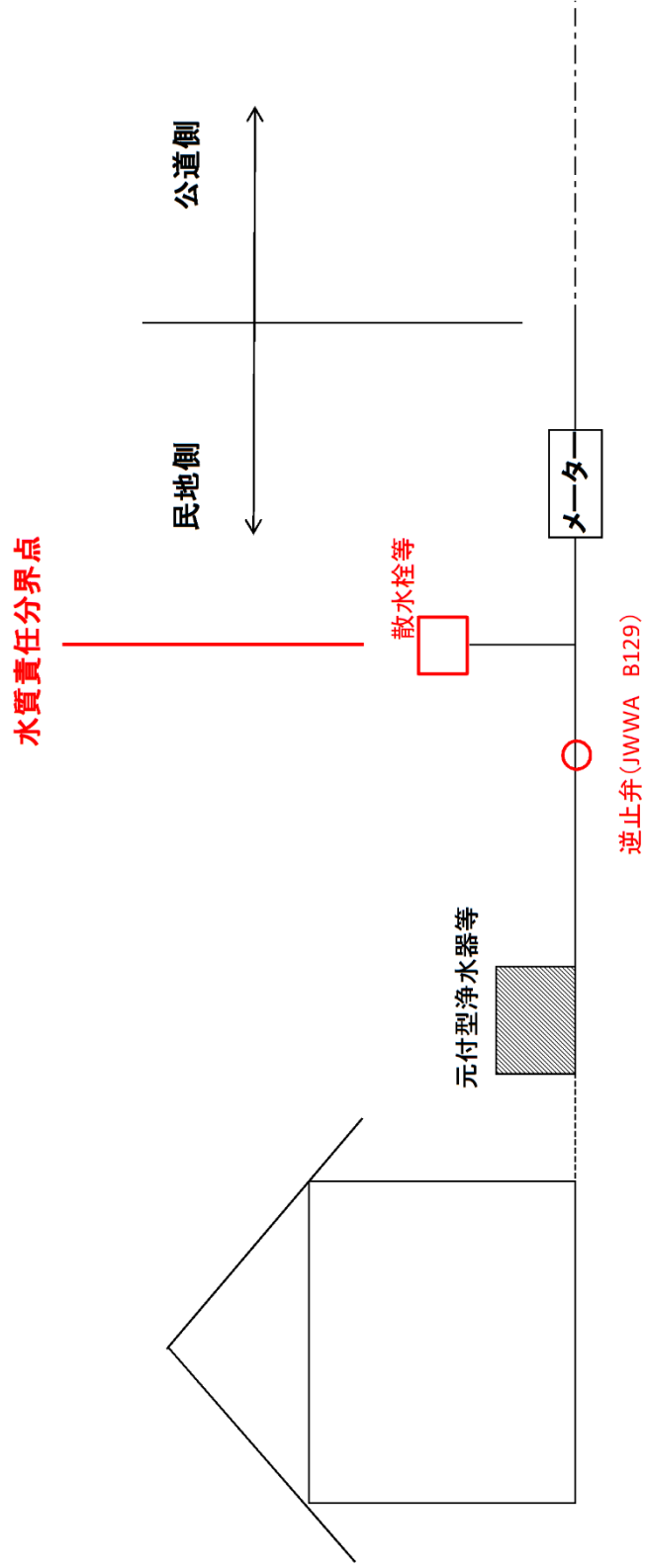
附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から適用する。

別紙 元付型浄水器等設置図



年 月 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 様

申込者（自署）
住 所
氏 名

元付け型浄水器等設置に伴う維持管理誓約書

今般、給水装置工事申込みに伴い下記場所において、メーターの下流側に元付型浄水器等を設置し使用に関して下記の事項を遵守し、誓約します。

記

- 1 使用及び管理方法については、天理市指定給水装置工事事業者から説明を受け適切な管理を行います。
- 2 貴局の水質責任範囲は元付け型浄水器等の上流までとし、これより下流側は申込者の責任で管理します。
- 3 配水管布設工事並びに不慮の事故に伴う断水工事等による場合で万一、赤水や濁り水が発生し、当該器具に支障が生じても貴局に対し、一切の補償や苦情は申しません。
- 4 当該器具の設置、使用に起因して将来、健康被害、構造・材質基準、水質基準に支障を来しても当方が責任をもって対処し、貴局には一切の補償や苦情は申しません。
- 5 第三者に譲渡する場合、上記の内容を重要事項説明等に記載し、この誓約書の趣旨を譲受人に十分に理解、把握させ継承します。

元付け型浄水器等のメーカー名・型式名

設 置 場 所	<u>天理市</u>
	住 所
指定給水装置工事事業者	<u>事業者名</u> ㊞
給水装置工事主任技術者	<u>氏 名</u> ㊞

※なお、自己認証もしくは第三者認証を受けていることがわかる製品カタログ等を添付します。

(目的)

第1条 この要綱は、天理市水道事業給水条例(平成9年12月22日条例第37号。以下「条例」という。)及び天理市水道事業給水条例施行規程(平成10年2月25日水道ガス局管理規程第1号。以下「規程」という。)に基づき、直結増圧式における給水装置の設計及び施工に関する基準を定め、直結給水の拡大を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 直結直圧式

直結式給水は配水管の水圧で直結給水する方式。

(2) 直結増圧式

貯水槽を介することなく直結給水する方法で、給水管の途中に増圧給水設備を設置し、圧力を増して直結給水する方式。

(3) 増圧給水設備

加圧型ポンプ、制御盤、圧力タンク、逆止弁等をあらかじめ組み込んだユニット形式。

(4) 吸排気弁

主に給水管内の立管頂部に設置し、管内に負圧が生じた時に自動的に多量の空気を吸気して管内の負圧を解消する機能に加え、立管内の空気及び水柱から分離した空気を自動的に排出する機能を有するもの。

(5) 減圧式逆流防止器

独立して作動する第1逆止弁と第2逆止弁の間に上流側との差圧で作動する逃し弁を有した中間室からなり、第1・第2逆止弁が正常に作動しない状態にあって、且つ、上流側に負圧又は下流側から逆圧が加わった場合、逃し弁が開いて中間室の水を排水し、空気層を形成することにより逆流を防止する構造のもの。

(適用条件)

第3条 増圧給水設備を設置して直結増圧式が適用できる条件は、次のとおりとする。

(1) 対象建物は、設計協議時に使用目的(用途)が決まっている建物。また、使用目的は専用住宅、店舗兼用住宅、共同住宅、店舗、事務所及び天理教施設のいずれかとする。

(2) 瞬時最大給水量236L/minを超えない施設とする。

(3) 適用地域は、配水管の最小動水圧が0.25Mpa以上確保されている地域とする。

- (4) 分岐可能な配水管の口径は、原則として口径 75mm 以上 300mm 以下とする。
- (5) 分岐できる給水管の口径は、次の表のとおりとする。

配水管口径	分岐可能な給水管口径
75mm	25mm 以下
100mm～300 mm	50mm 以下

- (6) 増圧給水設備及び増圧給水設備の下流側の給水管口径は、配水管分岐部における給水管口径以下とすること。
- (7) 取出箇所数は、1つの建物につき1箇所とする。

(適用除外建物)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、直結増圧式給水を受けることはできない。

- (1) 常時一定の水量又は水圧を必要とする場合。
- (2) 一時に多量の水を必要とする場合。
- (3) 断水時又は減水時でも一定量の水を必要とする場合。
- (4) 逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合。
- (5) 災害時の避難施設として指定されているもの。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、直結増圧式給水を行うことが不相当と認めた場合。

(給水方式の併用)

第5条 他給水方式と併用する場合、次のとおりとする。

- (1) 直結増圧式と貯水槽式の併用は認めない。ただし、第11条に定める規定を除く。
- (2) メーター以降で直結増圧式と直結直圧式の併用とする場合(別図1)、直結直圧式とすることができる階数は最大3階までとし、水理計算上給水可能な階数までとする。また、施工の際はパイプシャフト内配管及び露出配管に直結増圧式、直結直圧式の区分がわかるよう識別表示をすること。
- (3) 前号において、3階まで直結直圧式による給水を行う場合は、天理市3階直結直圧給水に関する取扱要綱に定める事項を順守すること。

(事前協議等)

第6条 直結増圧給水方式による給水装置を新設又は改造しようとする者(以下「申請者」という。)は、直結増圧式給水事前調査依頼書(様式第1号)を上下水道事業の管理者(以下

「管理者」という。)に提出し、直結増圧式給水事前調査回答書(様式第2号)により設計水圧の決定を受けるものとする。

- 2 申請者は、条例第5条に規定する給水装置の申込みをする前に、規程第4条第2項第3号に基づき、直結増圧式給水設計協議申請書(新規・変更)(様式第3号)及び次に掲げる書類を提出し、直結増圧式給水設計協議承認書(様式第4号)により直結増圧給水方式の可否について回答を得るものとする。

- (1) 位置図
- (2) 給水装置平面図
- (3) 給水装置展開図
- (4) 水理計算書
- (5) 逆止弁・増圧給水設備の仕様書

- 3 申請者は、条例第5条に規定する給水装置の申込みをする際には、管理者が求める必要書類等に加え、直結増圧給水方式条件承諾書(様式第5号)及び、施設管理者等選任(変更)届(様式第6号)を提出すること。

(直結増圧式給水装置の構造)

第7条 直結増圧式給水装置の構造については、次のとおりとする。

- (1) 直結増圧式給水は、別図2の例を基本とする。
- (2) 増圧給水設備の故障、停電時の対策として増圧給水設備の上流側に非常用給水栓を1栓設置すること。
- (3) 立ち上がり管は、原則としてパイプシャフト内配管とすること。

- 2 減圧式逆流防止器については、次のとおりとする。

- (1) 公益社団法人日本水道協会規格の水道用減圧式逆流防止器(JWWAB134)の基準を満たす減圧式逆流防止器を設置すること。
- (2) 水道用減圧式逆流防止器は、増圧給水設備上流側を基本とするが、増圧給水設備への流入圧力が確保できない場合は、下流側に設置することができる。
- (3) 水道用減圧式逆流防止器の設置位置は、次式により計算を行い決定すること。

増圧給水設備上流側に設置可能な条件

$$(P1+P6+PX) \leq P0 \times 25\% \text{かつ、} (P1+P6+PX) \leq 0.05\text{Mpa}$$

増圧給水設備下流側に設置可能な条件

$$(P1+P6+PX) > P0 \times 25\% \text{の時、} (P1+P6) \leq P0 \times 25\% \text{かつ、}$$

$$(P1+P6) \leq 0.05\text{Mpa} \text{の条件を満たすこと。}$$

P0 : 配水管の水圧 (圧力水頭)

P1 : 増圧給水設備の上流側の給水管及び給水用具の圧力損失

P6 : 配水管と増圧給水設備との高低差による圧力損失

PX : 水道用減圧式逆流防止器の圧力損失

3 吸排気弁については、次のとおりとする。

(1) 停滞空気が発生しない構造とするため、立ち上がり管の最上部には、吸排気弁を設置すること。

(2) 構造については、別図3の例を基本とする。

(3) 上流側には仕切弁または、ボール止水栓を設置すること。

(4) 第三者認証品または、自己認証品を使用すること。

(増圧給水設備)

第8条 増圧給水設備は、公益社団法人日本水道協会規格の水道用直結加圧型ポンプユニット(JWWAB130)の基準を満たすものとし、次のとおりとする。

(1) 1引き込みにつき1増圧給水設備とする。

(2) 増圧給水設備の呼び径は、給水管口径と同径又はそれ以下とすること。

(3) 配水管の水圧及び使用水量の変化に対応でき、安定給水が確保できること。

(4) 引込み側の水圧が通常範囲より低下したとき自動停止し、水圧が回復したとき自動復帰すること。

(5) 増圧給水設備の吐出側圧力は、最上階などの最悪の条件にあたる給水用具で必要な吐出圧を確保し、且つ0.75MPaを超えないようにすること。

(6) 増圧給水設備の吸込み側、吐出側の接合部分には、適切な防振対策を講ずること。

(7) 増圧給水設備の設置場所は、原則として1階とし、屋外に設置する場合は凍結しないように必要な措置を講ずること。

(8) 増圧給水設備の維持管理ができる必要な空間を確保し、適切な排水設備を設けると。

(9) ポンプ内の水が長時間滞留しないような措置を講ずること。

(10) 増圧給水設備の故障等の異常を早期に発見するため、警報装置を設け、装置本体及び管理人室等に表示できる装置を設置すること。また、緊急時の連絡先を明示した標示板を需要者の目に付きやすい位置に設置すること。

(設計)

第9条 増加圧力の算定については、次のとおりとする。

(1) 増圧給水設備による増加圧力は、次式により算定する。この場合において、増圧給水設備の算定は、次の式で算出した増加圧力及び瞬間最大給水量(増圧給水設備上流側)により使用メーカーの増圧給水設備口径選定図を用いて選定するものとする。

$$P8 = P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6 - P0 \text{ (単位は Mpa)}$$

P0：配水管の水圧(圧力水頭)

P1：増圧給水設備の上流側の給水管及び給水用具の圧力水頭

P2：増圧給水設備の圧力水頭

P3：増圧給水設備の下流側の給水管及び給水用具の損失水頭

P4：末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力(圧力水頭)

P5：増圧給水設備と末端最高位の給水用具との高低差

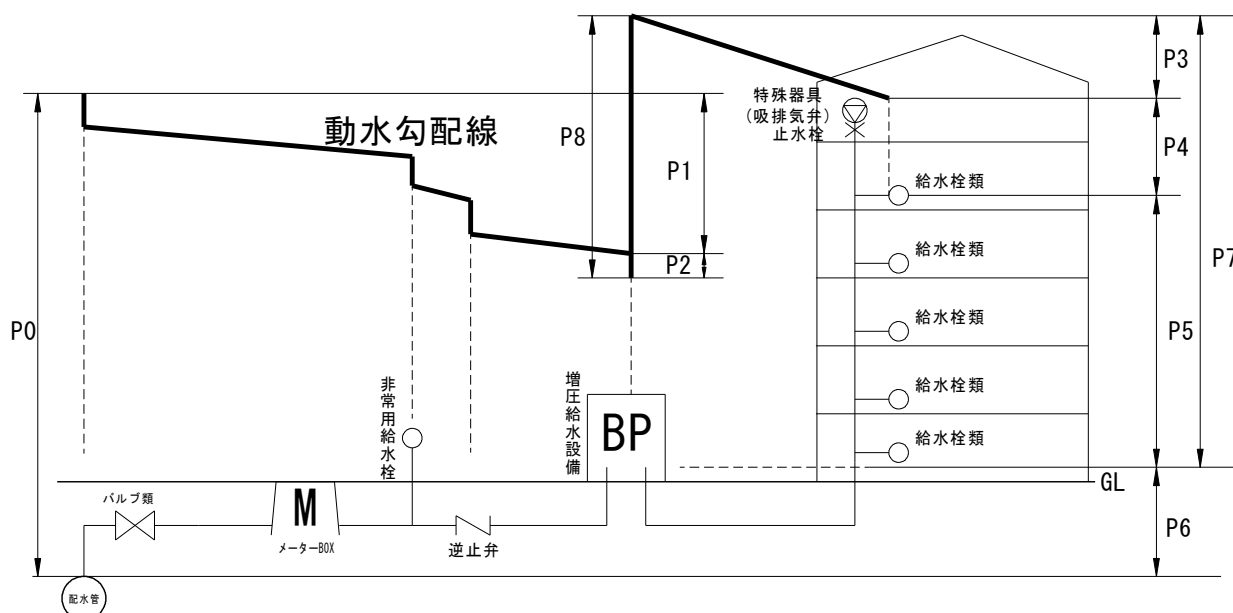
P6：配水管と増圧給水設備との高低差による圧力損失

P7：増圧給水設備の吐出圧(圧力水頭)

P8：増圧給水設備の全揚程

ここで、増圧給水設備の吐出圧(圧力水頭)(P7)は次式により算出される。

$$P7 = P3 + P4 + P5$$



(2) 給水管の管内流速は、原則として2.0m/sec以下であること。

(3) 末端及び最高部の給水器具の必要最小動水圧(P4)は0.05Mpaとする。

(4) 増圧給水設備及び増圧給水設備の下流側の給水管口径は、配水管分岐部における給水管口径以下とすること。

(5) 取出箇所数は、1つの建物につき1箇所とする。

2 水理計算については、次のとおりとする。

- (1) 設計水圧は、配水管の最小動水圧の値とする。
- (2) 給水管口径別瞬時最大給水量の上限は、25mm は 59.0L/min、40 mmは 151.0L/min、50mm は 236.0L/min までとする。
- (3) 計画使用水量は、次の式により計算すること。
 - ア 共同住宅（ファミリー向け）の場合は、優良住宅部品認定基準（BL基準）により算出する。

$$Q = 42N^{0.33} \text{ (10 戸未満)}$$

$$Q = 19N^{0.67} \text{ (10 戸以上 600 戸未満)}$$
 Q：同時使用水量（L/min）
 N：戸数
 - イ 共同住宅（単身者向け）の場合は、居住人数から同時使用水量算定する。

$$1 \sim 30 \text{ 人 } \quad Q = 26P^{0.36}$$

$$31 \sim 200 \text{ 人 } \quad Q = 13P^{0.56}$$
 Q：同時使用水量（L/min）
 P：人数（原則として、2人/戸として考える。）
 - ウ 共同住宅以外の場合は器具給水負荷単位法で算出すること。

(維持管理)

第 10 条 増圧給水設備の設置者は、次の各号のいずれにも十分留意するものとする。

- (1) 所有者はメーター以降、下流側の当該建築物に関わる給水装置の維持管理について責任をもって行うこと。
- (2) 所有者は、停電、故障等により増圧給水設備が停止し断水となった場合、非常用給水用の直結給水栓が使用できることを使用者に周知すること。
- (3) 所有者は、増圧給水設備及び減圧式逆流防止器の故障等の場合に備え、非常時の緊急連絡先を設備本体及び管理人室等に明示し、使用者に周知すること。また、専門的な技術を持った製造業者等と保守点検契約を結び、年 1 回以上の保守点検を実施すること。
- (4) 所有者は、配水管の工事又はメーターの取替えに伴い断水が発生する場合、当該作業が円滑に実施できるように協力すること。
- (5) 所有者は、承認を受けた建築物の用途(給水装置の変更を伴う)に変更のある場合は、すみやかに管理者に申請するものとする。

(貯水槽式からの改造)

第 11 条 既存の貯水槽式を直結増圧式に改造する場合は、原則として新設管とする。ただし、既存の配管を利用する場合は、天理市受水槽式給水設備から直結給水方式への切替要綱 第 2 条（事前確認）に定める事項を遵守すること。

2 給水装置の構造については次のとおりとする。

(1) 既設の高置水槽を再利用する場合は、別図4の例を基本とすること。

(2) 既設の高置水槽を撤去する場合は、別図2の例を基本とすること。

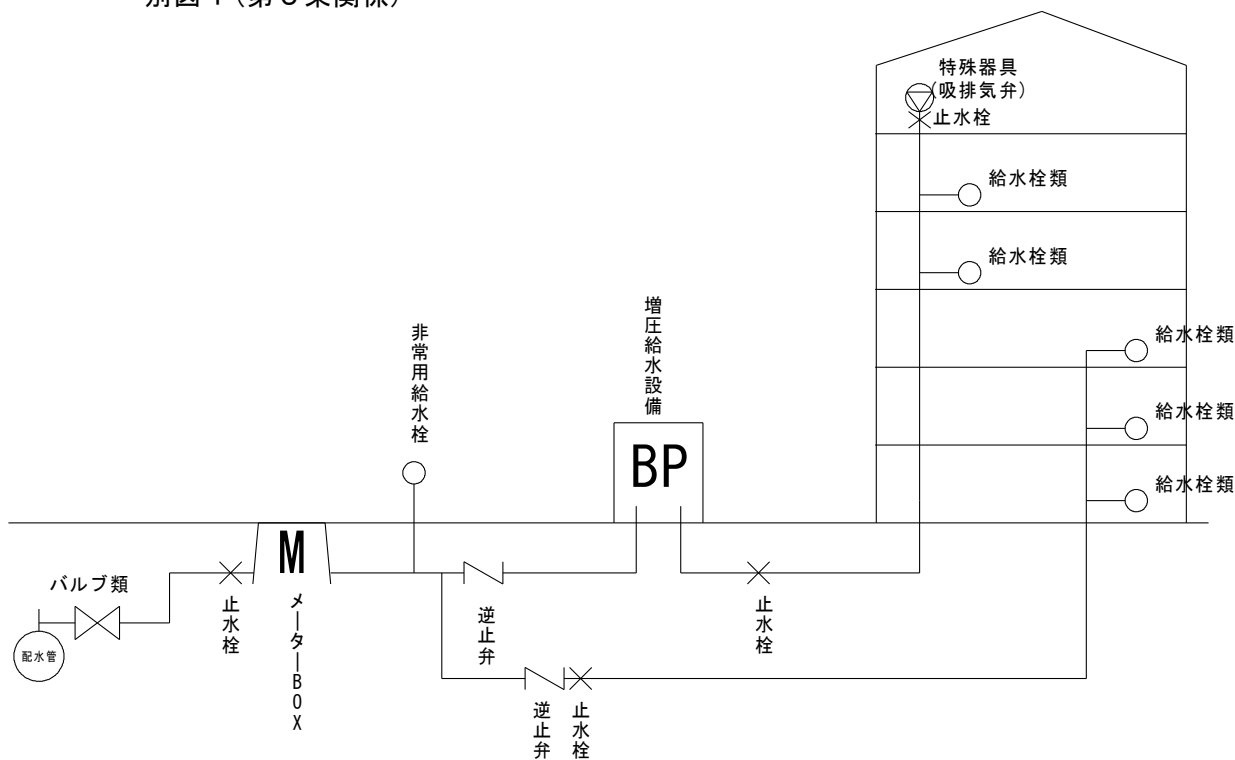
(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

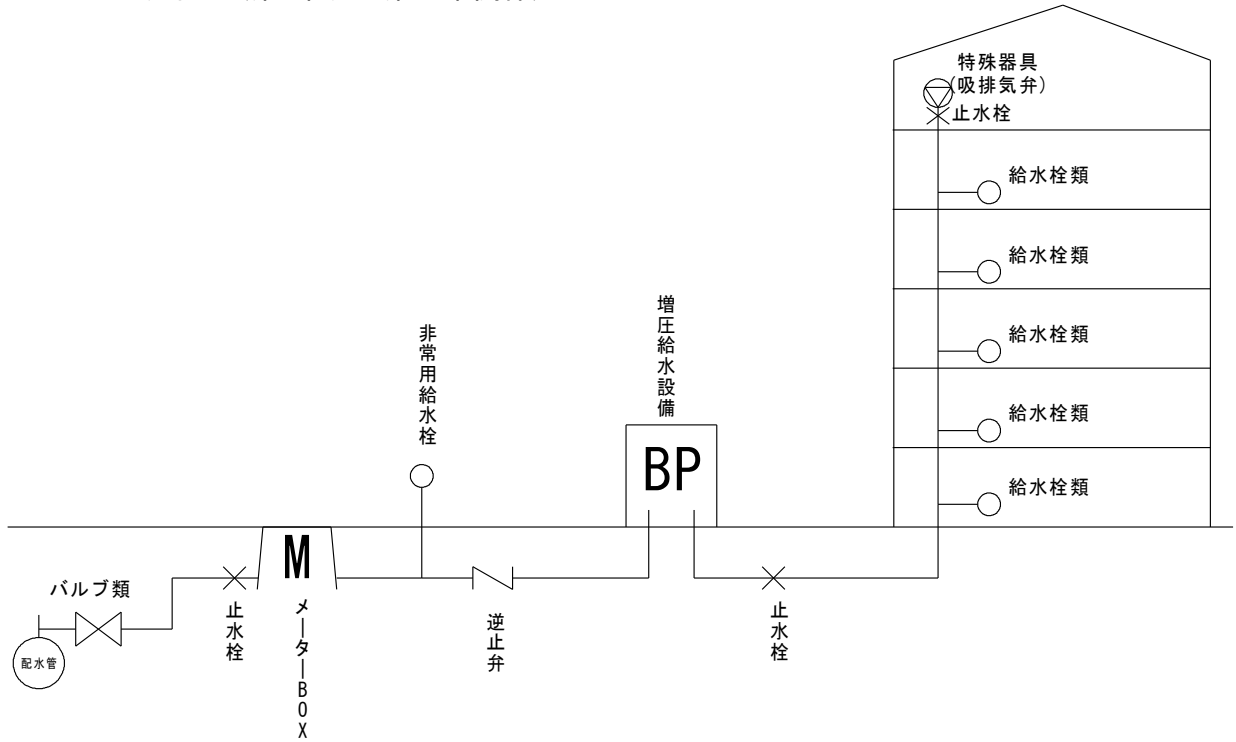
附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

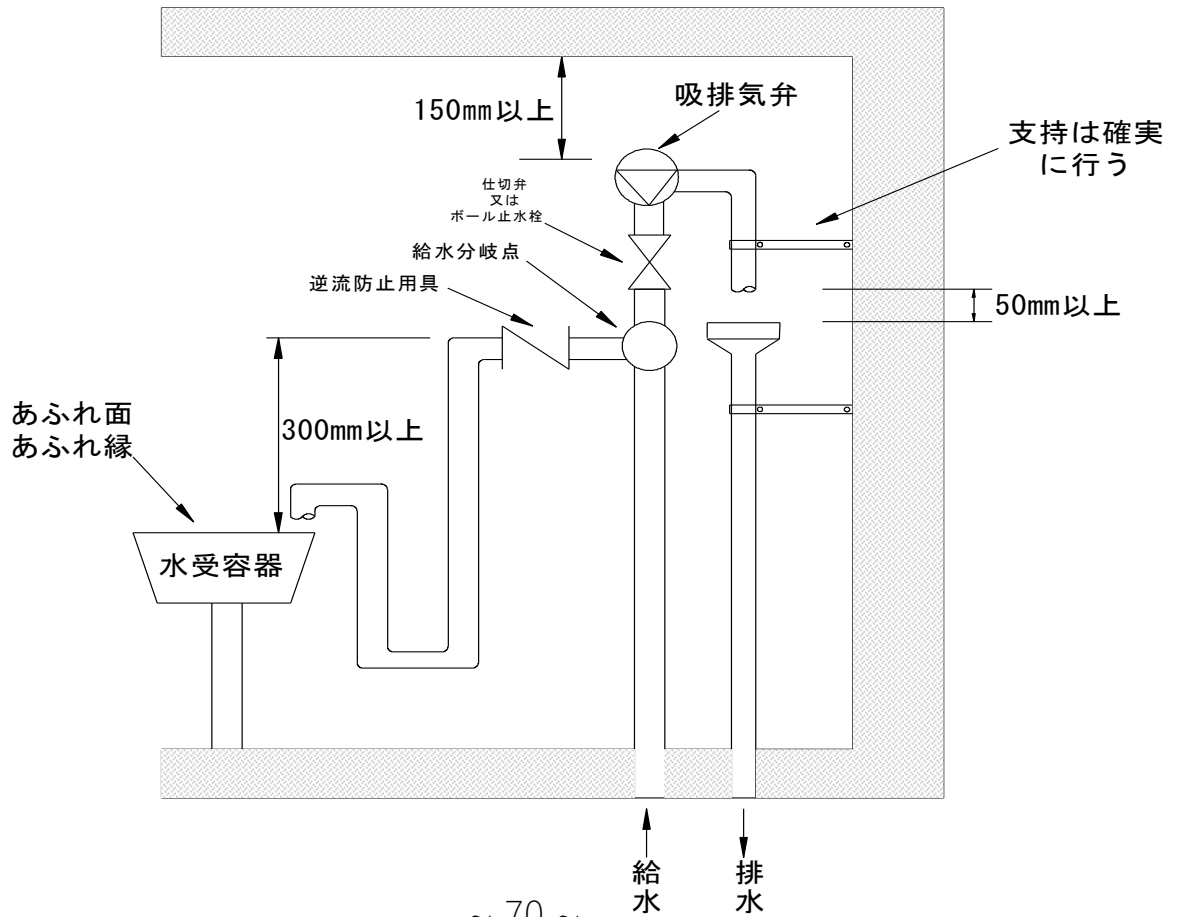
別図1（第5条関係）



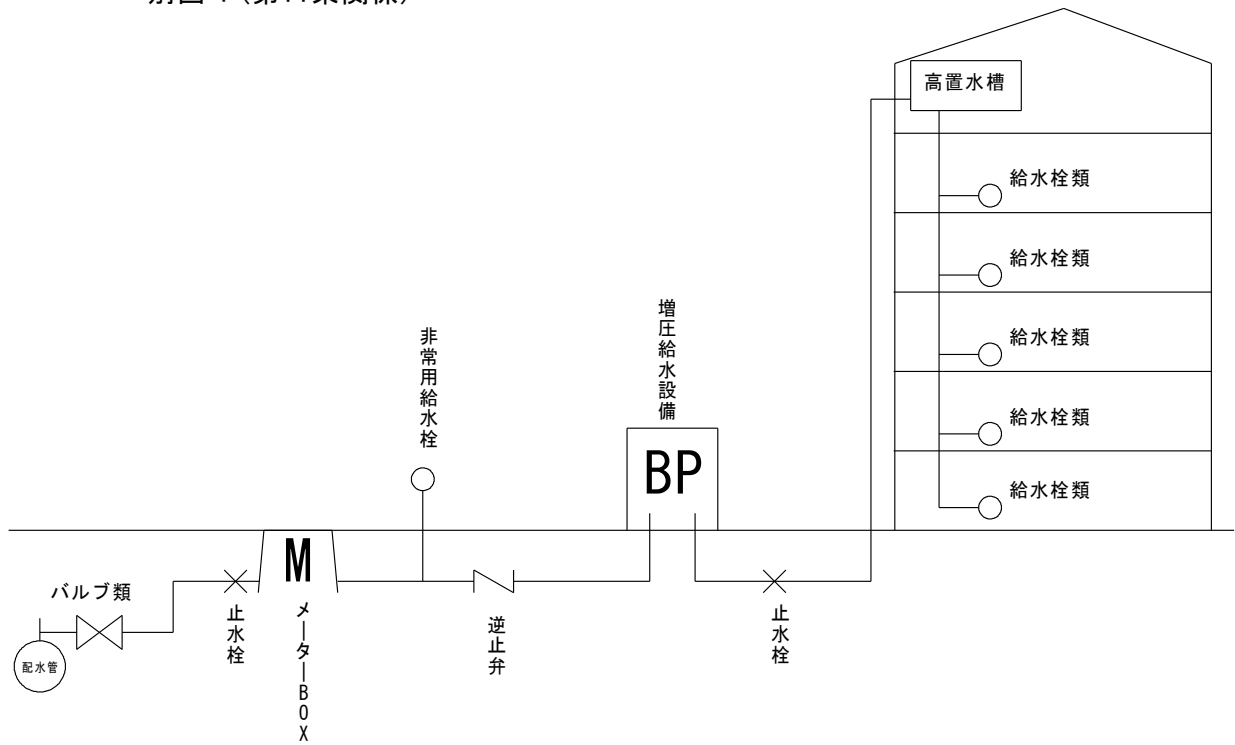
別図2 (第7条及び第11条関係)



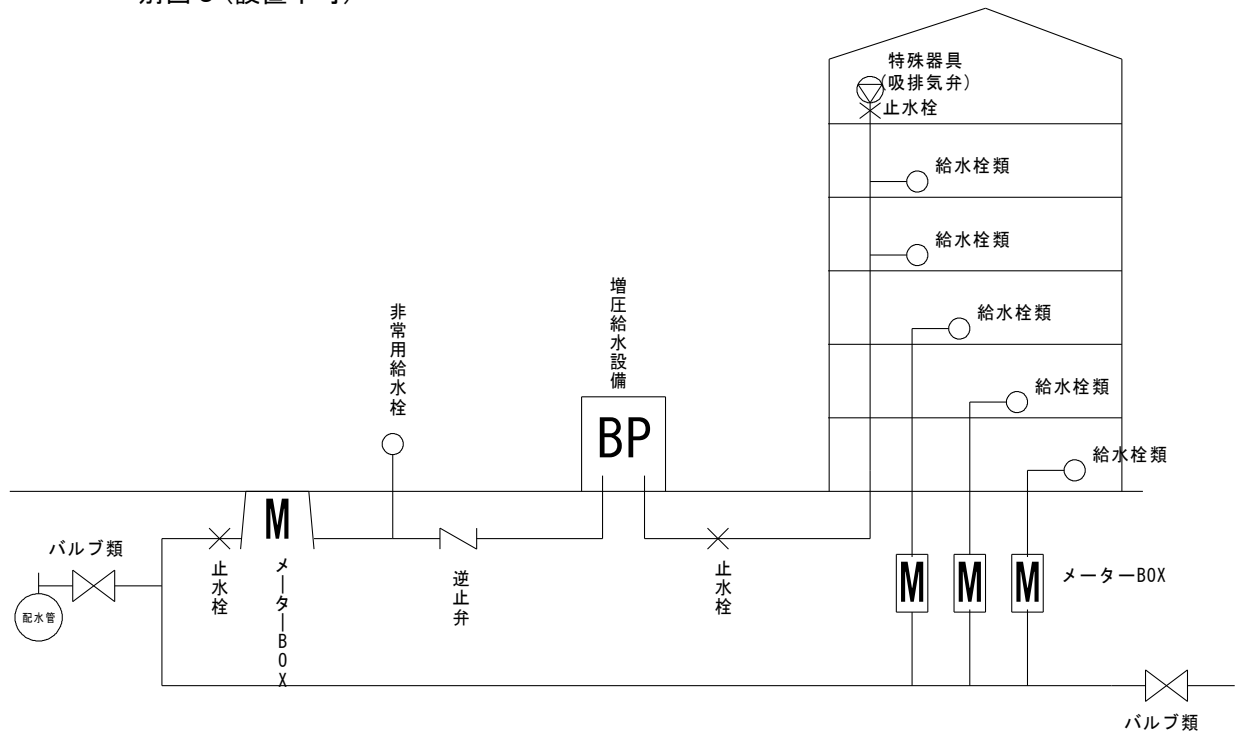
別図3 (第7条関係)



別図4 (第11条関係)



別図5 (設置不可)



給水装置工事に係る竣工検査実施要綱

平成20年11月7日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、天理市水道事業給水条例(平成9年12月天理市条例第37号。以下「条例」という。)第8条に規定する給水装置工事の竣工検査について、必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の定義)

第2条 この要綱において「給水装置」とは、条例第3条の規定によるものとする。

(竣工検査の手続き)

第3条 給水装置工事の竣工後、速やかに給水装置工事竣工届を提出し、次条の内容により給水装置の工事竣工検査を受検するものとする。

2 管理者が必要と認めた場合、中間検査を実施するものとする。

(竣工検査の内容)

第4条 竣工検査の内容として、水道法第16条に規定する政令で定める基準に適合しているかの検査を、次の各号について実施するものとする。

- (1) 書類検査
- (2) 材質検査
- (3) 機能検査
- (4) 工法検査
- (5) 水圧検査
- (6) 水質検査

(書類検査)

第5条 公道工事竣工図及び写真、工事実施書、貯水槽関係の書類等のうち管理者が必要とする書類を提出するものとする。

(材質検査)

第6条 給水管や給水用具が、性能基準適合品を使用しているかを確認するものとする。

(機能検査)

第7条 給水栓類を全開し、吐水量や作動状況を調査するとともに水道メーターを通過しているか確認を行うものとする。

(工法検査)

第8条 「給水装置の分岐配管工事手引き」に適合した施工方法がとられているか竣工図と照合し、次の各号について確認を行うものとする。

- (1) 管の種類、口径、布設延長及び管の埋設深度
- (2) 管の接合法
- (3) 逆流防止のための措置
- (4) 水道メーターの設置位置及び取付け方向
- (5) 器具類の取付け方法
- (6) 給水管の防護措置
- (7) クロスコネクションの点検

(水圧検査)

第9条 水道メーターの2次側から給水栓までの間に、水圧1.75MPaの負荷を1分間以上掛け、水圧低下の確認を行うものとする。

(水質検査)

第10条 管末給水栓から採水し、残留塩素(遊離)、臭気、味、色及び濁りについて水質検査を行うものとする。検査方法として、残留塩素(遊離)については比色法により0.1mg/L以上保持するものとし、臭気及び味については官能法、色及び濁りについては目視により判定するものとする。

(再検査)

第11条 竣工検査を受検し不備が認められる場合は、再度竣工検査を受検するものとする。

附 則

この要綱について、平成20年12月1日から施行する。

天理市上下水道局地下埋設物事前協議に係る図面交付等事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地下埋設物事前協議に係る図面等の開示及び写しの交付（以下「図面交付等」という。）に関する事務の取り扱いについて、天理市情報公開条例の施行に関する天理市上下水道局規程（平成10年3月水道ガス局管理規定11号。）の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における「竣工図書」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 上水道台帳システム管路図面
- (2) 下水道台帳システム管路図面
- (3) 給水及び給水装置工事申込書
- (4) 排水設備等計画確認申請書

(図面交付等の請求)

第3条 図面交付等を請求しようとする者は、提供依頼書（様式第1号）により天理市上下水道事業の管理者（以下「管理者」という。）に請求するものとする。ただし、当該請求が前条第1号及び第2号に定める図面のみの場合は、口頭により図面の開示を請求することができる。

2 前条第3号及び第4号に定める図面等を請求しようとする者が、当該工事申込書又は確認申請書の当事者でない場合は、請求時に当該当事者より委任を受けた委任状（様式第2号）を提出しなければならない。この場合において、委任状は要件を満たしていれば任意の正面で可とする。

(請求に対する決定等)

第4条 管理者は、図面交付等の請求があった場合は、内容を確認の上、天理市上下水道局2階地下埋設物事前協議受付窓口（以下、「受付窓口」という。）にて図面交付等の決定をすることができる。この場合において、当該決定の内容を書面により通知することを省略することができる。

(図面交付等の実施)

第5条 管理者は、図面交付等の決定をした場合は、請求者に対し、速やかに、図面交付等を行う。

2 前項の規定により図面交付等を行う場合は、個人のに関する情報を除くものとする。

3 図面交付等は、受付窓口において行う。

(費用徴収の方法)

第6条 郵送等により写しを交付する場合における、図面等の写しの作成費用及び郵送等に関する費用の徴収は、請求者の希望により、現金又は納入通知書によるものとする。

2 前項の規定により納入通知書により徴収する場合は、当該納入前に図面等の写しを交付することができる。

第7条 図面等の写しの作成及び郵送等に要する費用に係る収入科目は次のとおりとする。

(1) 水道事業 (款) 水道事業収益、(項) 営業外収益、(目) 雑収益、(節) 雑収益

(2) 下水道事業 (款) 下水道事業収益、(項) 営業外収益、(目) 雑収益、(節) その他雑収益

(費用等の免除)

第8条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めた場合は、図面等の写しの作成費用及び郵送等に関する費用を免除することができる。

附 則

(施工期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月20日から施行する。

天理市上下水道事業の管理者

天理市長 様

申込者

住所

氏名

連絡先

提供申出書

天理市上下水道局が保有する竣工図書等に係る情報提供の実施方法及び費用徴収に関する要綱第3条の規定により、次のとおり申出ます。

申出する竣工図書等の 件名又は内容	
情報の閲覧及び写しの交付 の選択	<input type="checkbox"/> 情報の閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
請求の理由	

※職員記入欄

来庁者 (本人 ・ 代理人)、本人確認書類 ()

確認者氏名 _____

様式第2号（第3条関係）

代理人 住 所 _____
氏 名 _____
連 絡 先 _____

委任状

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

※委任する項目を具体的に記入してください。

()

年 月 日

委任者 住 所 _____
氏名（自署） _____
連 絡 先 _____